

令和6年4月1日から

ご存じですか？



相続登記の申請が義務化されます。

- 相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。
- 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記を申請しなければなりません。
- 令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象となります(3年間の猶予期間があります。)
- 正当な理由がないのに、その申請を怠ったときは、10万円以下の過料が科される可能性があります。



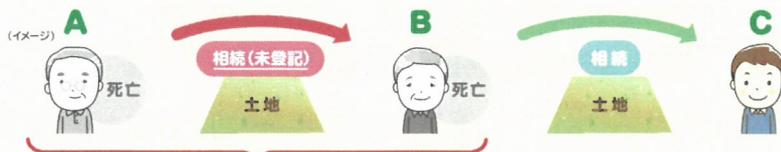
不動産登記促進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

※ 相当の期間を定めて、その申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その申請がされないときに限られます。

●登録免許税の免税措置を実施中です●

次に該当する場合は、登録免許税が免税されます(令和7年3月31日まで)。

1 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記



該当する場合は登録免許税を免税

2 不動産の価格が100万円以下の土地に係る相続登記

※ 不動産の価格は、土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価格です。

詳しくは
QRコードで
検索



法務局における 自筆証書遺言書保管制度のご案内

遺言者の死亡後、
遺言書を保管している旨を
相続人などに通知します。

改ざんや紛失の
おそれがありま
せん。

保管申請の手数料
3,900円

家庭裁判所の
検認が不要



あなたの大切な遺言書を 法務局がお預かりします

お問合せは、お近くの法務局へ

松山地方法務局

※ 保管申請の手続には予約が必要です。

本局	☎ 089-932-0888
大洲支局	☎ 0893-50-5056
西条支局	☎ 0897-56-0188
四国中央支局	☎ 0896-23-2407
今治支局	☎ 0898-22-0855
宇和島支局	☎ 0895-22-0770
砥部出張所	☎ 089-962-2140

詳しくは
QRコードで
検索

